

建築基準法第15条第1項の規定による「建築工事届」記入の留意点について

建築宅地課

『第一面』（省略）

『第二面』

1. 着工及び工事完了の予定期日（省略）

2. 建築主

イ. 建築主の種別

次の分類により、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。

番号	建築主	説明
1	国	国及び独立行政法人等
2	都道府県	都道府県及び関係機関（地方独立行政法人、住宅供給公社、道路公社等）
3	市区町村	市区町村及び関係機関（地方独立行政法人、住宅供給公社、市区町村組合等）
4	会社	株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社並びに特別法により設立された法人で会社であるもの
5	会社でない団体	会社でない法人（森林組合、財団・社団法人、水害予防組合等）及び法人でない団体（学校後援会、防犯協会、その他法律によらない団体）
6	個人	個人及び個人事業主

ロ. 資本の額又は出資の総額

資本金等は、建築主が「(4) 会社」の場合のみ、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。（建築工事費予定額ではない）

3. 敷地の位置

イ. 地名地番（省略）

ロ. 都市計画

該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。（現在県内には「4. 準都市計画区域」は存在しないので注意）

4. 工事種別

次の分類により、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。

番号	工事種別	説明
1	新築	既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事いう。
2	増築	既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。
3	改築	建築物の全部若しくは一部を除却し、又は建築物が災害によって滅失した後、引き続いてこれらと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てる工事をいう。従前のものと著しく異なるときは、新築又は増築とする。

5. 主要用途

該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、（ ）に《用途区分表》のコードを記入し更に具体的な用途（「専用住宅」、「自動車修理業併用住宅」、「畜舎」等）を記入する。

6. 一の建築物ごとの内容

イ. 番号

1棟ごとに番号を記入する。

ロ. 用途

該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「(6) その他」の場合は脇に具体的な用途(「専用住宅」, 「物置」, 「飲食店」等)を記入する。

ハ. 工事部分の構造

次の分類により, 該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「(6) その他」の場合は脇に具体的な構造を記入する。

番号	構造	説明
1	木造	主要構造部(建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。)が木造のもの(木造モルタル塗, 土蔵造を含む。)また, 枠組壁工法は木造のみに限られる。
2	鉄骨鉄筋コンクリート造	主要構造部が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造。(CFT構造も本文類に含む。)
3	鉄筋コンクリート造	主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打込んで一体化した構造
4	鉄骨造	主要構造部が鋼材(炭素鋼若しくはステンレス鋼)又は鋳鉄で造られたもの。(鉄骨を耐火被覆リプラスしてあるもの, 軽量鉄骨造も本分類に含む。)
5	コンクリートブロック造	鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの(外壁ブロック造も本分類に含む。)
6	その他	石造, れん瓦造, 無筋コンクリート造, 無筋コンクリートブロック造, その他, 他の分類に該当しない構造のもの

- ① 建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは, 床面積の合計のうち, 最も大きい部分を占める構造によって分類する。
- ② 『第三面』「1. 住宅部分の概要」「ニ. 建築工法」が「(2) プレハブ工法」の場合, 構造は次の3構造に限られる。
 - 1 木造
 - 3 鉄筋コンクリート造
 - 4 鉄骨造
- ③ 『第三面』「1. 住宅部分の概要」「ニ. 建築工法」が「(3) 枠組壁工法」(ツーバイフォー)の場合, 構造は「木造」に限られる。

ニ. 工事の予定期間

棟毎の工事の予定期間を記入する。なお, 月数の換算にあたっては, 1ヶ月未満の場合は「1月間」とする。

ホ. 工事部分の床面積の合計

新築の場合はすべて, 増・改築の場合には当該工事部分のみ記入する。

ヘ. 建築工事費予定額

- ① 建築工事に要する予定額であって主体工程及び建築設備(建築基準法第2条第三号の定義によるもの)の工事費を合算したものを記入する。
- ② 記入にあたっては万円単位で記入し, 桁間違いに注意すること。単位未満は四捨五入する。

- ト. 新築工事の場合における地上の階数（省略）
- チ. 新築工事の場合における地下の階数（省略）

7. 新築工事の場合における敷地面積

敷地面積とは、建築基準法施行令第2条第1号の定義によるものをいう。

『第三面』

1. 住宅部分の概要

イ. 番号

『第二面』「6. 一の建築物ごとの内容」「イ. 番号」に記入した番号を記入する。

ロ. 新設又はその他の別

次の分類により、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。

番号	工事別	説 明
1	新 設	住宅の新築（旧敷地の以外の敷地への移転を含む。）、増築又は改築によって住宅の戸が新たに造られる工事をいう。
2	その他	住宅が増築又は改築されるときで、住宅の戸が新たに増加しない工事をいう。

ハ. 新設住宅の資金

次の分類により、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。

番号	新設住宅の資金	説 明
1	民間資金	民間資金のみで建てた住宅で、公営、住宅金融支援機構、都市再生機構、公務員及び公社等以外の住宅。
2	公 営	公営住宅法に基づいて地方公共団体が国から補助を受けて建てた住宅、及び住宅地区改良法により建てた住宅。
3	住宅金融支援機構	住宅金融支援機構から融資を受けて建てた住宅（融資額の大小に関係なく一部でも住宅金融支援機構の融資を受けて建てた場合を含む。）
4	都市再生機構	都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅
5	そ の 他	国又は地方公共団体から補助又は融資を受けて建てた住宅。国が国家公務員のため又は都道府県若しくは市区町村等の地方公共団体がその地方公務員のため建てた住宅。独立行政法人がその職員のために建てた住宅等及びその他の住宅。

ニ. 住宅の建築工法

次の分類により、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。

番号	建築工法	説 明
1	在来工法	プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいう。
2	プレハブ工法	住宅の主要構造部の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の部材を機械的方法で大量に工場生産し、現場において、これらの部材により組立建築を行うことをいう。
3	枠組壁工法	ツーバイフォー工法住宅をいう。

※ プレハブ工法は次の3構造である。（①木質系プレハブ、②鉄筋コンクリート系プレハブ、③鉄骨系プレハブ）

ホ. 住宅の種類

種類は次の分類により、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。

番号	種類	説明
1	専用住宅	専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないもの。
2	併用住宅	住宅内に店舗、事務所、工場及び作業場、診療所等の業務の用に供する部分があって居住部分と機能的に結合して1戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の5分の1以上のもの。
3	その他の住宅	工場、学校、官公署、旅館、下宿、浴場、社寺等の建築物に附属して、これらと結合（1つの建築物（棟）又は棟続き）している住宅とする。ただし、併用住宅と判別し難い場合はその居住部分の床面積の合計が、その建築物の床面積の合計の5分の1未満のものをその他の住宅とする。

ヘ. 住宅の建て方

建て方は次の分類により、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。

番号	建て方	説明
1	一戸建	一つの建物が1住宅であるもの。
2	長屋建	二つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を有しているもの。「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
3	共同住宅	一つの建築物（1棟）内に2戸以上の住宅があって、広間、廊下若しくは階段等の全部又は一部を共有するもの。

ト. 利用関係

次の分類により、該当する番号○で囲む。

番号	利用関係	説明
1	持家	建築主が自分で居住する目的で建築するもの。(建主が個人の場合のみ該当)
2	貸家	建築主が賃貸する目的で建築するもの。
3	給与住宅	会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。
4	分譲住宅	建て売り又は分譲の目的で建築するもの

チ. 住宅の戸数

戸数は、家計を営む者が、独立して居住できるように設備された1棟又は数棟の建築物、若しくは区画されたその一部をいう。

また、1棟の中に利用関係の異なる住宅がある場合は、利用関係ごとに戸数をまとめて各行に記入する。

リ. 工事部分の床面積の合計

- ① 住宅部分の面積のみ記入する。(産業部分を除く)
- ② 併用住宅で新築の場合は、『第二面』「6. 一の建築物ごとの内容」「ニ. 工事部分の床面積の合計」の面積より少なくなる。
- ③ 専用住宅の場合は「共用部分も含んだ面積」を記入するので、『第二面』「6. 一の建築物ごとの内容」「ニ. 工事部分の床面積の合計」と同じになる。

『第四面』(省略)

◎ 《用途区分表》

【(1)居住専用の場合】

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

【(2)居住産業併用(3)産業専用の場合】

主要用途の区分	記号
農林水産業	11
農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	12
建設業	13
製造業	14
食品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15～18に該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	14
化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15
鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16
はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業	17
ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	19
電気業	19
ガス業	20
熱供給業	21
水道業	22
情報通信業	23
通信業	23
放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24
映像・音声・文字情報製作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
新聞業及び出版業	26
運輸業	27
鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運送業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27
卸売・小売業	28
卸売・小売業	28
金融・保険業	29
金融・保険業	29
不動産業	30
不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
駐車場業	31
宿泊業，飲食サービス業	32
宿泊業	32
飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育，学習支援業	34
学校教育	34
社会教育	35
学習塾及び教養・技能教授業	36
その他の教育，学習支援業	37
医療，福祉	38
医療業，保健衛生	38
社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	40
郵便業（信書送達業を含む）、郵便局	40
学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
旅行業	42
娯楽業	43
宗教	44
その他のサービス業	45
国家・地方公務	46
国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	99
他に分類されないもの	99

